

# 著作権を巡る国際動向と今後の検討課題について

(案)

2008年12月19日

国際ルール形成検討ワーキングチーム

## 1. 本WTの目的

著作権に関する国際ルール形成に向けた取組みは、近年、進捗が極めて困難な状況となってきた。著作権保護の枠組みは、1995年には、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の成立によって、ベルヌ条約やローマ条約に基づくコンセンサス型からより強い拘束力を伴うものへと変化し、また、1996年の「著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）」と「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）」の策定によってデジタル化・ネットワーク化時代への対応が進められた。しかし、その後の視聴覚的実演や放送機関の保護に向けた取組については、各国間の合意を見るに至っておらず、現在、進展の目途が立っていない状況である。

こうした背景には、経済のグローバル化と情報技術の発展により、先進国と途上国双方間での経済の融合が進む中で<sup>1</sup>、両者間の知的財産制度に対するスタンスとアプローチの違いが一層顕在化したことが挙げられる。

途上国にとっては、グローバル経済への参画が先進国からの知識移転の契機となり、また、情報技術の発展がそれを一層容易なものにしたことから、知的財産制度についても知識の円滑な移転に資するよう設計されることをますます望むようになってきている。先進国は、著作物に係る途上国市場の拡大を受けて、途上国における知的財産制度の一層の整備とその実効性確保に関心を持つようになった。また、先進国間においても、各国の著作物市場の特性や著作権制度の違いから、国際対応のスタンスは必ずしも共通ではなく、時として強い意見の対立が見られ、先進国・地域間での競争や途上国取り込みの動きも強まっている。

このような情勢下では、国際ルール形成が、従来よりも一層困難となっており、我が国として、国際動向を十分に見極めつつ、如何なるスタンスとアプローチで取り組んでいくべきかについてあらためて検討する必要がある。今後の国際小委員会の検討に資するため、国際著作権の状況を正確に把握すべくワーキングチームでは様々な角度から分析を行った。

## 2. 国際著作権を巡る動向について

<sup>1</sup> IMF, “World Economic Outlook 2007”によれば、世界のインターネットユーザーは、2000年時点では全世界で約2.9億人（うち途上国は1億人）が2006年には約11.3億人（同5億人）となっている（UNCTAD「Information Economy Report 2007-2008」）。1995年時点で先進国と途上国間の貿易額は1.9兆ドルであったが、2005年には4.1兆ドルまで倍増している。

国際著作権を巡る動向をかんがみると、95年 TRIPS 協定の締結後、世界知的所有権機関 (WIPO) によるコンセンサス中心の国際秩序に変動が起こった。96年の WCT 及び WPPT の締結はあったものの、その後、知的財産制度の構築に向けたスタンスとアプローチは、先進国と途上国の間で大きく違ったものになってきている。先進国は、エンフォースメントに重点を置きつつ、そのアプローチを、国際条約を中心としたマルチのみならず、地域経済連携協定等のバイ・プルリも含めた多層的なものへとシフトさせつつある。一方で、途上国は、開発と技術移転の視点から制度の柔軟性・公益性に重点を置き、途上国による多数国間の連携のもと、国際条約を中心としたマルチにおける働きかけを強めるようになってきている。

## **(1) 先進国の動向**

先進国は、TRIPS 協定成立以降、途上国における知的財産権の実体法整備が進捗したことで、自らの著作物を途上国で保護する強力な枠組みを手に入れた<sup>2</sup>。他方、途上国市場の拡大とともに、先進国の著作物に対する海賊行為が一層深刻化するなど<sup>3</sup>、途上国における知財制度のエンフォースメントの実効性確保が重視されてきている。しかしながら、途上国とのスタンスの相違も相俟って、課題の早期解決をマルチの枠組みによる国際条約等の創設に求めることは困難であり<sup>4</sup>、先進各国は、TRIPS 協定の履行義務違反に関する WTO 提訴<sup>5</sup>や二国間協定<sup>6</sup>の締結、さらには二国間協議<sup>7</sup>など、より迅速かつ調整コストの少なくて済む取組を進めるようになってきている。他方、二国間協定での締結内容は、TRIPS 協定による最恵国待遇原則の導入及び内国民待遇原則の規律の強化によって、原則として当事国以外にも均霑されるため、国際的に開かれた討議がないうちに、米国やEUが各国と結ぶ二国間協定によりデファクトな国際規範が出来上がってしまう恐れも指摘されている。なお、最近では、巧妙化する海賊行為と対策に係るリソース制約の問題を克服するための効果的な取組と

---

<sup>2</sup> Scotchmer (2004) は、小国／発展途上国が保護すべき創造物を有しない場合、それを有する大国／先進国は、保護せずにフリーライドしようとする小国／途上国のインセンティブに対処する手段を持たないことから、貿易における優遇措置と TRIPS 協定への参加と関連付けることによって小国／途上国によるフリーライドのインセンティブの克服を可能としたと指摘している。

<sup>3</sup> 政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書 (2008年6月) によれば、世界の模倣品・海賊版による被害は、5000億ユーロ (約80兆円) との WCO (世界税関機構)、ICPO (国際刑事警察機構) (2004年報告) による試算がある。

<sup>4</sup> 2002年 WIPO でも、当初エンフォースメントに関する委員会の設立が検討されたが、途上国がエンフォースメントに関するルール形成の場となることを懸念し、常設委員会は見送られた。

<sup>5</sup> 著作権関連の WTO 提訴については、これまで5件 (米国3件、EU1件、米EU共同1件) 存在する。直近は2007年の米国による対中国で、刑事訴追基準の問題、模倣品・海賊版の廃棄方法、検閲前の著作物の著作権保護、コンテンツに係る市場アクセスが協議要請事項として取り上げられている。

<sup>6</sup> 米国と各国との二国間協定においては、水際措置の強化、刑事罰、民事手続について TRIPS プラスに相当する、より具体的かつ詳細な規定が盛り込まれている。

<sup>7</sup> 我が国は、これまで、日米規制改革及び競争政策イニシアティブ、日・EU 規制改革対話、日韓・日中著作権協議などの場を通じ、相手国法制の改善要望や海賊版対策に関する協力体制を構築してきた。

して、複数国間でのエンフォースメントの協力体制構築を目指した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期締結に向けた交渉も進められている<sup>8</sup>。

また、情報技術の進展とともに、従来の CD や DVD などのパッケージによる組織的な犯罪に加えて、インターネット上での海賊行為が大きな問題となっている。インターネット上における著作物の保護については、WCT 及び WPPT により保護の枠組みがある程度確立されたものの、途上国における実効性の面では、未だ十分とはいえない状況にある。このため先進国は、WIPO における視聴覚実演条約や放送新条約の締結に向けた取組みや、途上国との二国間協定を通じた WCT 等への加盟及び遵守の推進<sup>9</sup>などマルチ及びバイによる複層的なアプローチで、保護の強化に取り組んできた。しかし、放送新条約については、途上国による公益性及び柔軟性の確保に関する要望などを巡って折り合いがつかない状況であり<sup>10</sup>、視聴覚実演条約については、権利の移転を巡る米欧の対立が続きいずれも成立の目途は立っていない<sup>11</sup>。また、インターネット上の海賊行為については、動画共有サイト、ダウンロードウェブサイト、P2P ファイル交換ソフトなどの活用によって個人による国境を越えた侵害行為が深刻化したことで、エンフォースメントの実効性確保が困難となってきており<sup>12</sup>、現在、権利者及び各国政府等において具体的な対応策が模索されているところである<sup>13</sup>。

## **(2) 途上国の動向**

途上国は、そもそも自国の経済実態にそぐわない高い水準を要求する TRIPS 協定に対して否定的であったが、一括交渉<sup>14</sup>の対象であった市場アクセスがもたらす経済的利益への期待から、最終的には TRIPS 協定に参加している。しかし、同協定成立

---

<sup>8</sup> 2005 年の G8 グレンイーグルズ・サミットの小泉総理（当時）による提唱を契機とし、現在、先進国及び知財保護に高い志を持つ途上国が、知財執行に係る強力な法的規律、その執行強化及び国際協力を柱とする、高いレベルでの国際的な法的枠組みの構築を目指している。

<sup>9</sup> 米国と各国間の二国間協定では WCT 等への加盟・遵守、技術的保護手段の回避措置、ISP 責任制限規定のほか、インターネット上での個人の海賊行為を抑止可能な刑事罰の設定などが規定されている。なお、我が国と途上国の経済連携協定等では、これまで WCT 等への加盟・遵守、利用可能化権、技術的保護手段の回避措置、権利管理情報に関する義務等の規定を設定している。

<sup>10</sup> なお、欧州においては、現在、欧州議会の下、放送機関の保護に関する新たな権利の確立に向けた勧告案を提出すべく、関心を有する関係国及び放送機関の間で構成される検討委員会で議論が進められている。

<sup>11</sup> 2008 年 11 月の第 17 回著作権等常設委員会（SCCR）では、今後の作業として、「権利の制限と例外」に並んで「放送新条約」「視聴覚実演条約」にプライオリティを与える結論が採択された。

<sup>12</sup> 先進国を中心に ISP の責任制限によって削除を容易にする法的枠組みが存在するが、個人の侵害行為に逐一对応するのはコストを要することが指摘されている。また、P2P ファイル交換ソフトの中には、高い匿名性を有するゆえ、著作物の違法な発信者情報を、権利者が容易に知ることができない問題が指摘されている。

<sup>13</sup> インターネット上の侵害行為を防止する方策については、米国の知的財産権施行法案、フランス、英国及び韓国におけるいわゆるスリー・ストライク法案や EU における対応の検討、日本の総合セキュリティ対策会議における取組等がある。

<sup>14</sup> シングル・アンダーテイキングの原則の下で、WTO 協定を受諾するためには、市場アクセスに加えて、TRIPS 協定も受諾する必要があった。

以降、その実施に向けた国内法制の整備が大きな負担となった一方、市場アクセスでは、期待していたほどの利益を享受できていない等の理由から、同協定に対して不満を募らせてきた<sup>15</sup>。こうした状況の中、開発問題と技術移転に重点を置きつつ、自らにとって真に利益のある国際的な知財制度の確立に向けて主体的に取り組むようになってきている。実際、2000年には「国連ミレニアム開発目標」の策定を主導し、2001年のWTO閣僚会議（ドーハラウンド）では知財と開発問題を提案<sup>16</sup>、さらに2004年には、WIPOにおいて開発の視点から知財制度の確立を目指した「開発アジェンダ」を提案するに至っている。

著作権を巡っては、とりわけ、知識へのアクセス機会の確保が、途上国の経済発展に不可欠とされ<sup>17</sup>、近年のインターネット等の普及によって、それがより容易に実現できるようになったとの期待感が高まっている。こうした中、著作権に関する国際的な保護の枠組みが、知識へのアクセスの障壁となっている<sup>18</sup>とされ、より利用を重視した制度への転換が必要であるとの認識がとられている。これを踏まえてWIPOにおいては、途上国によって、国際的な著作権ルールにおいて公益性や柔軟性を保証する条項や著作物の利用の円滑化に資する例外規定等の設定に関する主張がなされている。また、前世紀からのテーマである伝統的知識及びフォークロアの保護については、途上国の伝統的知識やフォークロアなどが国境を越えて無断で商業利用や濫用されているとし、国際的な法的拘束力のある制度によって保護すべきとする動きを活性化させている。

### **3. 国際著作権を巡る各課題への対応状況と今後の検討の方向性**

以上のような国際ルール形成を巡る情勢が、先進国と途上国双方の思惑によって複雑化している状況を踏まえ、我が国としても、これまでの条約を中心としたスタンスだけでなく、多角的に国際ルール形成の方策を探り、より実現性の高いアプローチを模索することが必要になっている。このためには、国際的な保護の強化に向けた取組に加え、その実効性を高めるためのエンフォースメントの評価及び開発と知財の問題への具体的対応のあり方についての検討が不可欠である。

#### **(1) 著作権保護に向けた国際的な取組**

<sup>15</sup> Fink & Maskus(2004)は、経済発展の度合いに応じて知的財産の適正な保護水準は変わるべきと指摘している。

<sup>16</sup> 知的財産関係の作業計画では、公衆衛生と特許の問題、生物の多様性に関する条約とTRIPSの関係、伝統的知識の保護などが取り上げられている。

<sup>17</sup> UNCTAD(2007)、“Information Economy Report”は、途上国の知識アクセス向上の政策として、①知財制度のフレキシビリティ向上（強制許諾、権利制限と例外等）、②オープンアクセス体制の構築（フリーユース、パブリックドメイン等）、③情報共有のための国際協力体制の構築、④途上国のキャパシティビルディング支援の4つを挙げている。

<sup>18</sup> Trade law center for southern Africa (2006)では、南アフリカにおける知識アクセスの課題として、書籍価格の問題等を挙げている（所得が米国や英国の10分の1にもかかわらず、英文書籍[Oxford English Dictionary等]は倍の価格である）。

## [現 状]

96年のWCT、WPPT成立後、インターネット時代への対応をより確実なものとするために、WIPOは、視聴覚実演条約、放送新条約の締結作業を正式に決定し、議論を重ねてきた。視聴覚実演条約については、2000年に外交会議が開催されたが、権利の移転を巡るEUと米国の対立を克服することができず条約は成立しなかった。アフリカ諸国を中心とする途上国及び日本などは成立を求め続けており、近年、改めて途上国から早期成立を望む声が高まっている。しかし、EUと米国の間での話し合いは全く進展しておらず、具体的な見通しは立っていない。放送新条約は、2007年の総会で外交会議開催を決定すべく2007年度に著作権等常設委員会（SCCR）特別会合が2度開催されたが、知識へのアクセス確保に重点をおく南米を中心とした途上国サイドとの合意が得られず<sup>19</sup>、外交会議開催は見送られ、改めてSCCRで議論が行われている。

なお、多数国間の枠組みのみならず、二国間協定による取り組みも行われている。WCT、WPPTについては既に成立を見たものの、途上国においては、必ずしも加盟や遵守が十分とは言えない状況である。このため、我が国は、経済連携協定等を通じ、WCT、WPPTへの早期加盟／遵守を働きかけてきており、既に、経済的繋がり深いアジア諸国を中心とした11カ国との間で協定の発効又は交渉妥結に至っている。

## [今後の検討課題]

国際的なルール形成においては、インターネット時代への対応を確実なものとする取り組みを継続していくことが重要である。これまでのWIPOにおける議論をかんがみると、各国とも成立自体に反対というものではないが、柔軟性や公益条項の導入のあり方、先進国間同士の著作権市場や制度の違いを踏まえた調整の必要性など各論において克服すべき課題は多い。以上を踏まえれば、

- －視聴覚実演及び放送機関の保護については、国際的な動向を十分に見極めつつ、合意形成が可能な環境整備のため、多数国間における検討の場、二国間協議の場等で引き続き、各国の理解増進に努め、合意可能な内容のあり方の検討が必要ではないか。
- －二国間協定を通じた保護については、今後は、後発発展途上国や先進国との間での交渉が増加することが見込まれることになるが、多国間でのルール形成枠組みにおける議論を十分に尊重しつつ国際的な制度調和に資する方策の検討が必要ではないか<sup>20</sup>。

## (2) エンフォースメントの実効性確保に向けた取組

<sup>19</sup> 2005年のSCCR以降、途上国より、文化多様性条約とのリンク、公益確保、技術的保護手段の削除等の主張がとりわけ強く行われるようになった。

<sup>20</sup> 鈴木(2008)は、経済連携協定上、実体面のルール形成については、交渉上必要以上の譲歩をすおそれや制度の細分化によって国際的調和をむしろ阻害する可能性もあることから慎重に検討すべきとしている。

## [現 状]

海賊版対策は、これまで、アジア諸国等の著作権関係の政府機関や取締機関等の職員に対する能力構築支援、中国、韓国等との著作権に特化した二国間協議による実効性確保に向けた働きかけや情報共有、コンテンツ海外流通推進機構（CODA）の支援を通じた海外の取締機関との連携による権利執行などを通じて一定の成果を上げてきた。しかし、途上国経済の急速な発展とともに、海賊行為はますます増加し、また、巧妙化していることから、現行のリソースによる対応だけでは限界があるといえる。

また、深刻化するインターネット上における個人の海賊行為については、実効性確保の観点から侵害の早期発見、迅速な対処、更には予防などの総合的な取組が求められる分野である。しかしながら、これら侵害行為は、国境を越えて行われるケースが多いにも関わらず、現状では、権利執行に当たって準拠法及び国際裁判管轄をどのように確定すべきなのか一般的なルールも存在しないほか、侵害各国におけるエンフォースメント手続きに係る実務面での不確実性や負担が顕在化している。こうした状況下において、準拠法や国際裁判管轄の問題については、現在、米国やEUの学術機関が、各々の制度をベースとしつつ、国際ルールの形成に向けた研究を行っているほか、我が国でも政府及び学界の双方で検討がなされているが、国際的な合意形成を目指す段階には至っていない<sup>21</sup>。また、インターネット上の個人による侵害行為への権利執行については、日本、米国、EU諸国等先進国を中心に、実効性確保の観点から制度や枠組みの検討が進められているが、これらに関する情報共有などについては、十分な対応ができていない。

## [今後の検討課題]

海賊版対策は、関係国との協力関係とねばり強い取組が必要であり、引き続き官民協力のもと関係国に働きかけを続けていくことが重要である。他方で、侵害行為の深刻化や複雑化に対して十分な対応を講ずるには、リソースに限界があることから、関係当局間の協力関係の強化を通じて、取組の効率化を図ることが不可欠である。以上を踏まえれば、

- 効率的なエンフォースメントを図るためには、準拠法、国際裁判管轄についての具体的な検討が必要ではないか。
- インターネット上における個人の海賊行為への対応方策については、今後の各国間での情報共有や国際協調等の可能性の検討のために、まずは、各国における制度整備に関する情報収集及びその分析を行うことが必要ではないか。

---

<sup>21</sup> 海外では、ハーグ国際私法会議における国際裁判管轄の議論を契機に、アメリカ法律協会が“Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law and Judgments in Transnational Disputes”を草案しているほか、欧州では、ドイツのマックスプランク知的財産研究所が知的財産侵害の準拠法を含む提案を検討している。第16回SCCRにおいて、EUよりSCCRにおいて新たに提起すべき課題の一つとして提案されている。我が国では、知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」で取り上げられているほか、学界においても準拠法及び国際裁判管轄のあり方に関する検討が進められている。

—現在、交渉が進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の実効性を高めるべく、効果的な活用方策について検討していくことが必要ではないか。

### (3) 開発と知財問題への対応

#### [現 状]

WIPOにおける知識へのアクセスの改善に関する議論は、未だ始まったばかりであるが、途上国の主張は、主として知財制度の枠組みにおけるパブリックドメインの確保や国際規範に関する柔軟性の確保である<sup>22</sup>。とりわけ、SCCRにおいては、途上国より、知識へのアクセスの改善に資する権利の制限と例外の国際ルールの新設に対する強い要望が出されている。2005年の第13回SCCRには、権利制限と例外に関する提案が出され、2008年の第45回一般総会では、SCCRにおけるアジェンダとして勧告されている。先進国サイドは、こうした動きに対し、権利の制限と例外の導入の検討は、スリー・ステップ・テストによって検証する方法が既に定着していることから、これを改める必要性はないとし、むしろ、具体的規定のあり方は、各国の国内事情を踏まえた柔軟な対応が不可欠であり、各国に委ねられるべきと反論している。こうした動きの中で、2008年11月の第17回SCCRより、各国の権利制限規定に関する情報交換及びその比較分析が進められているところである<sup>23</sup>。

また、フォークロアについては、WIPOにおいて、2001年に第1回「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）」が開催されて以来、議論が継続しているところである。アフリカを中心とした多くの途上国は、あくまで国際的な法的拘束力のある制度の構築を目指し、議論の加速のためにIGCの会期間会合を新たに設置することを強く主張し、法的拘束力のある制度の構築に反対する先進国サイドとの間で、何らの妥協点も見出せない状況にある。我が国は、まずは、フォークロア等の用語の定義、保護の目的をはじめとした基本的な問題について議論を深め、各国の共通理解を構築することが重要であるとのスタンスであるが、先進国の中でも、自国の先住民のフォークロア等の保護を積極的に実施し、途上国の主張に一定の理解を示す国や、フォークロアの保護よりも伝統的知識の保護に強い関心を有する国もあり、フォークロアの保護の問題についての先進国サイドのスタンスにも一定の差異が見られる。

#### [今後の検討課題]

途上国の知識へのアクセスの改善や伝統的知識及びフォークロアの保護は、途上国の発展にも資すると考えられ、国際社会において極めて重要な問題といえよう。しか

<sup>22</sup> WIPOの開発と知的財産に関する委員会(CDIP)において、速やかに実施可能な項目に掲げられており、その具体的な検討方法が議論されている。

<sup>23</sup> 第17回SCCRでは、視覚障害者及び図書館による著作物の利用に関する権利制限の情報交換が行われた。また、来年5月の第18回SCCRでは教育に係る権利制限に関する情報交換に加えて、チリからの提案により、各国の状況や意見を調査し、討議のベースにするため次回SCCRまでに各国に出す質問票の案を事務局が作成することとなった。

し、既存の国際条約における保護の秩序を確保する観点からすれば、これらについて、直ちに国際規範で対応するのは困難であり、まずは、どのようなアプローチが適切なのか、十分な精査が必要となろう。以上を踏まえれば、

- －国際条約の複数の条項で保証されている柔軟性<sup>24</sup>について、途上国が十分に認知し国内法に反映できているか、また国内法に反映できても法運用が実効性を伴うものとなっているかの把握が不可欠である。このため、WIPO等で進行中の調査を踏まえつつ、仮に国内法制への未反映や法運用の実効性が原因となっている部分があれば<sup>25</sup>、理解増進や情報提供による国内法制化や権利許諾の円滑化を促進する仕組みの整備に協力していくことが必要ではないか。また、知識のアクセスという視点では、権利者不明の著作物の利用に関する問題<sup>27</sup>等、我が国を含む先進各国において関心が高い観点も含めた包括的な議論を検討すべきではないか。
- －フォークロアについては、一つの枠組みで保護が達成されるものではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましく、当面はガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきとする、平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書<sup>29</sup>にある対応の方向性が引き続き適当であると考えられる。今後は、フォークロア保護に係る各国の動向、「無形文化遺産の保護に関する条約」をはじめとした関連する国際条約等の動向を注視し、フォークロアの保護に関する国際的議論の進展に貢献すべく、我が国も含めた関係各国において柔軟な対応が可能となるようなガイドラインやモデル規定のあり方等について検討を進めることが必要ではないか。

---

<sup>24</sup> ベルヌ条約では、附属書規定によって、途上国における教育・研究目的のための複製権、翻訳権等の強制許諾が一定の条件下で認められているほか、スリー・ステップ・テストを満たす範囲内であれば、国内法で権利制限を設定することが可能であることは言うまでもない。

<sup>25</sup> 第17回SCCRの情報交換会合での報告書(Study on Copyright Limitations and Exceptions for the Visually Impaired)によれば、視覚障害者の著作物利用に係る権利制限規定を設けている国はWIPO加盟国の半数に満たない約60カ国程度に留まっている。また、国際NGOであるConsumers Internationalの調査によれば、途上国11カ国のうち2カ国のみしか、ベルヌ条約附属書規定が反映されていないことが指摘されている。

<sup>26</sup> 第17回SCCRの報告書(Study on Copyright Limitations and Exceptions for Libraries and Archives)によれば、図書館における著作物利用に係る権利制限規定を設けていない国は、調査対象149カ国中21カ国存在し、その他設けている国においても規定方法が一般的なため法解釈で苦慮しているケースや、権利者との協力体制が構築できていないため実効性を確保できていないケースが存在することが指摘されている。

<sup>27</sup> 第16回SCCRにおいて、EUよりSCCRにおいて新たに上げるべき課題の一つとして提案されている。我が国では著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する委員会において議論がなされている。

<sup>28</sup> 権利者不明の著作物の扱いに関しては、英米が国内法制の改正案を検討しているが、条約上の無方式主義やスリー・ステップ・テスト等条約上の観点からも議論が継続されている。

<sup>29</sup> 文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)第3章国際小委員会第2節フォークロアの保護への対応の在り方について

## 4. むすび

以上のように著作権を巡る国際情勢が大きく変化しつつある中で、我が国としては、3. に示された課題を踏まえ、今後の検討を継続していくことが望まれよう。その際、個別具体的課題について、より詳細な現状分析を進めることで、施策の実効性に予見性を与えることが可能となろう。とりわけ、3. (1) (3) については、国際的議論が今後急速に展開した場合に備え、我が国が取るべき対応をより精緻に検討しておくことが必要である。また、(2) については、各国における制度やその運用について調査分析等を行うことで今後の検討に資することが必要である。

### 参考文献

UNCTAD, “Information Economy Report 2007-2008”,

<http://www.unctad.org/Templates/WebFlyer.asp?intItemID=4462&lang=1>

Scotchmer, S. (2004), “Innovation and Incentives”, Chapter 2. “Innovation in the Global Economy”  
Cambridge, MA: MIT Press, 2004

経済産業省及び関係省庁(2008), 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書(2008年6月)」

Fink, C. and Maskus, K. E. (2004), “Why we study intellectual property rights and what we have learned”, Intellectual Property and Development, WORLD BANK

Rens, A., Prabhala, A. and Kawooya D. (2006), “Intellectual Property, Education and Access to Knowledge in Southern Africa”, trade law centre for southern Africa, ICTSD, UNCTAD

<http://www.iprsonline.org/unctadictsd/docs/06%2005%2031%20tralac%20amended-pdf.pdf>

鈴木 将文(2008), 「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」, RIETI Discussion Paper Series 08-J-005, <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/08030005.html>

WIPO SCCR/17/2 (2008), “Study on Copyright Limitations and Exceptions for Libraries and Archives”, prepared by Crews, K,

[http://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=109192](http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=109192)

Consumers International (2006), “Copyright and Access to knowledge- Policy Recommendations on Flexibilities in Copyright Laws”,

[http://www.consumersinternational.org/Shared\\_ASP\\_Files/UploadedFiles/C50257F3-A4A3-4C41-86D9-74CABA4CBCB1\\_COPYRIGHTFinal16.02.06.pdf](http://www.consumersinternational.org/Shared_ASP_Files/UploadedFiles/C50257F3-A4A3-4C41-86D9-74CABA4CBCB1_COPYRIGHTFinal16.02.06.pdf)

WIPO SCCR/15/7 (2007), “Study on Copyright Limitations and Exceptions for the Visually Impaired”, prepared by Sullivan, J, [http://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=75696](http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=75696)

文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)第3章国際小委員会第2節フォークロアの保護への対応の在り方, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/06012705.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705.htm)

(平成 20 年 12 月 8 日現在)

◆チーム員

座長 うえはら しんいち  
上原 伸一 国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科客員教授

こじま りゅう  
小島 立 九州大学大学院法学研究院准教授

こまだ やすと  
駒田 泰土 上智大学法学部准教授

すずき まさぶみ  
鈴木 将文 名古屋大学大学院法学研究科教授

だいらく みつえ  
大楽 光江 北陸大学未来創造学部教授

以上 5 名

◆開催状況

第 1 回 平成 20 年 7 月 7 日 (月)

- ・著作権を巡る国際動向及び検討課題について

第 2 回 平成 20 年 8 月 27 日 (水)

- ・著作権を巡る国際動向及び検討課題について

第 3 回 平成 20 年 9 月 12 日 (金)

- ・著作権を巡る国際動向及び検討課題について

第 4 回 平成 20 年 10 月 20 日 (月)

- ・著作権を巡る国際動向及び検討課題について

第 5 回 平成 20 年 11 月 17 日 (月)

- ・著作権を巡る国際動向及び検討課題について
- ・ワーキングチーム報告案について

第 6 回 平成 20 年 12 月 8 日 (月)

- ・ワーキングチーム報告案について